
第 79 回 地方分権改革推進委員会 議事録

(開催要領)

- 1 開催日時：2009年3月26日(木) 15:30～17:00
- 2 場所：地方分権改革推進委員会会議室(日本自転車会館2号館6階)
- 3 出席者：
〔委員会〕丹羽宇一郎委員長、西尾勝委員長代理、猪瀬直樹、小早川光郎、露木順一、横尾俊彦の各委員
〔説明者〕【国土交通省】河村正人大臣官房審議官〔住宅局〕本東信住宅総合整備課長
【地方自治体】橋下徹大阪府知事
〔事務局〕宮脇淳事務局長、金澤和夫、枝廣直幹の各事務局次長

(議事次第)

- 1 義務付け・枠付けの見直しに関するヒアリング
- 2 直轄事業負担金に関するヒアリング
- 3 その他

○開会

(丹羽委員長) それでは、定刻ですので、第79回地方分権改革推進委員会を始めます。皆さん、お忙しい中をお集まりいただき、ありがとうございます。議事に入る前に、事務局から資料の説明をお願いします。

(金澤事務局次長) 本日の資料です。

資料1は、義務付け・枠付けの見直しのヒアリングに関連して、国土交通省から提出された資料です。

資料2は、直轄事業負担金に関するヒアリングに関連して、大阪府の橋下知事から提出された資料です。

配付資料は、直轄事業負担金に関連してこれまでの委員会に提出された露木委員の資料、猪瀬委員の資料を参考までにお付けしています。

以上です。

○「出先機関改革に係る工程表」についての確認

(丹羽委員長) それでは、早速議事に入ります。まず、出先機関改革に係る工程表について、昨日の委員会での議論を受けて、委員会としての考え方を私がまとめたものを席上にお配りしています。事務局長から読み上げをお願いします。

(宮脇事務局長) お手元に「出先機関改革に係る工程表」で始まる1枚紙を席上配布していますので、こちらを御覧いただきたいと思います。読み上げます。

『出先機関改革に係る工程表』の地方分権改革推進本部決定(平成21年3月24日)を受け、下記のとおり、当委員会の考え方を改めて確認する。平成21年3月26日、地

方分権改革推進委員会。

1 事務・権限の見直し 116 事項を勧告どおりに実施し、今後おおむね三年間に出先機関改革を実現するという政府の方針が、スケジュールとともに決定されたことは、評価したい。

2 1の見直し後に国に残る事務・権限を担う新たな出先機関について、今後、年内の改革大綱の策定に向けて政府で検討を進める際には、第2次勧告の精神に基づき、地方振興局等組織のあり方、将来における合計3万5千人程度の削減を含む勧告の内容に沿って、具体化されることが必要である。

3 工程表では、新たな出先機関への移行に向けた削減の目標を改革大綱で設定するとされたところであるが、さらに将来的な取組みを含めて、当委員会の考え方が十分に活かされることが重要である。

4 当委員会としては、第2次勧告の精神に基づき地方分権改革を推進していくため、今後の政府の取組みを注視していくとともに、引き続き精力的に委員会活動を進め、必要に応じて意見を述べていく。」

以上です。

(丹羽委員長) ありがとうございます。それでは、これを委員会として確認することとしたいと思います。よろしいですか。

(「異議なし」と声あり)

(丹羽委員長) ありがとうございます。

○義務付け・枠付けの見直しに関するヒアリング

(国土交通省関係者入室)

(丹羽委員長) それでは、議事を続けたいと思います。次に、法令による義務付け・枠付けの見直しについて、国土交通省からヒアリングを行うこととします。

本日は、公営住宅等整備基準、入居者基準についてのヒアリングを行います。国土交通省からは、河村正人大臣官房審議官ほか、お手元の説明者リストの皆様が御出席です。お忙しい中、ありがとうございます。

それでは、説明をお願いします。説明は5分以内をお願いします。

(本東課長) 国土交通省住宅局で住宅総合整備課長をしています、本東と申します。資料1-2に基づいて御説明をさせていただきます。

二点あります。まずは「公営住宅法に基づく整備基準の標準基準化」です。公営住宅の整備基準については、現在、住宅の規模とか性能・設備を省令で定めていますが、これについて、国は標準を示すにとどめて、具体的な基準は地方公共団体が地域の実情に応じて、独自に決定し得るよう措置するという事です。「公営住宅等整備基準」という省令を改正して、3月末に公布し、4月1日の施行を予定しています。

3ページの「2. 改正概要」です。まず、床面積の基準の緩和です。現在、公営住宅の床面積は、原則として19平方メートル以上80平方メートル以下と規定しています。これについて、上限を廃止して19平方メートル以上とします。

次に、基準の特例です。今回上限規制を廃止する床面積を含め、例えば、省エネルギーとか、遮音性能等の住宅の性能・設備に関する基準について定めを置いています。こ

れらについて、地域の実情に照らして必要と認められる範囲内で事業主体の長、つまり都道府県知事あるいは市町村長が、別に定められるようにする。こういう改正を行うこととしています。4月1日の施行予定です。

資料1-2の1ページに戻ります。二点目の「入居者資格要件の緩和」です。公営住宅については、住宅に困窮する低額所得者のための住宅であることを踏まえて、原則として同居の親族があることという同居親族要件、あるいは一定の金額以下の収入であることという入居収入基準を設けています。こういう要件があるために、例えば地方の公営住宅に空き家があるにもかかわらず、UJIターン等で入りたい若年層あるいは単身の方がいても、公営住宅に入居できないという問題が指摘されていました。こういう御指摘を踏まえて、入居者資格要件を実質的に緩和するものとして、地域の実情を踏まえて地域の住宅ニーズに対応できるような方策を講じるべく、2月27日付けで通知しています。

通知の内容は、4ページになります。入居者資格を満たさない単身の方、あるいは収入基準を満たさない方にお貸しするということになると、補助金適正化法上の目的外使用となり、ルールとして、事前に主務大臣の承認を取ることが必要となるわけです。しかし、地域の多様な住宅需要に対応するという観点から、事前に個別に承認するのではなく、一定のルールを設け、一定の計画を出していただければ包括的に承認させていただき、実施後に事後的に御報告を頂ければ結構ですという仕組みにしたところです。

具体的な仕組みは5ページになります。「公営住宅地域対応活用計画」という計画を、地方公共団体に作成していただきます。例えばUJIターン等で居住を希望する若年単身者向けの住宅を確保する必要がある、あるいは地域で農林水産業等の長期研修を希望する若年単身者の方の住宅を確保する。こういう目的のために公営住宅を使いたいという理由を述べて、計画を作っていただきます。どのくらいの期間を使うか、具体的にどの団地を使うか、何戸使うか。そういう計画を作って提出していただきます。これを承認させていただきましたら、あとはこの計画に則って自由にやっていただいて、後ほど国土交通省に御報告を頂ければ結構ですということです。

これは公営住宅の目的外使用という法律の位置付けになりますので、家賃等についても地方自治体の御判断でやっていただければ結構ですが、公営住宅ですので、公営住宅の入居者家賃に準じるような形で適切に設定いただければ結構ですとさせていただいたところです。

簡単ですが、以上です。

(丹羽委員長) ありがとうございました。

それでは、ただ今の説明に対して御意見がありましたらお願いします。

(小早川委員) 御説明ありがとうございました。新たな措置をそれぞれ取るということですが、差し当たり、整備基準の方からです。これは従来80平方メートルという上限があったのを撤廃するということですね。その上で、まず質問です。資料の3ページの改正概要に①、②とありますが、その両者の関係です。①は今、私が言ったことだと思いますが、②にまたもう一度床面積というのが出てきます。これは、「地域の実情に照らして必要と認められる範囲内で事業主体の長が別に定められるようにする」というのは、①を含めてですか。

(本東課長) おっしゃるとおりです。床面積については、原則となる 19 平方メートル以上 80 平方メートルというもののうち、上限の 80 平方メートルを外して、19 平方メートル以上とした上で、この 19 平方メートル以上についても、地域の実情に応じて御判断を頂ければ結構ですという位置付けです。

(小早川委員) そうしますと、最低 19 平方メートル以上とあるのは、つまり 19 平方メートル以上で事業主体が定めろということであって、もともとそういう意味にほかならないと思います。だから、地域の実情で定められると改めて書いてありますが、そこは特段の意味はないということですね。

(本東課長) 国民の住宅水準をどのように誘導していくかを考えますと、私どもは最低居住水準というのを設けています。これが 1 人当たり 25 平方メートルです。これに満たない住居にお住まいの方の居住状況を速やかに解消していくべきだという位置付けで、25 平方メートルという数字を実は持っています。

そういう意味では、ここも本来の 25 平方メートルとする方が政策的な整合性は取れるのですが、従来からここは 19 平方メートルということをやっていますので、とりあえず暫定的に 19 平方メートルというのを維持しました。国として最低の居住水準についてここで何も判断を示さないのはおかしいのではないかとということで、こういう最低の水準を維持しているということです。

(小早川委員) 私が伺ったのは、①のほかに②があるので、その両方の関係が不分明だなと思ったのです。

(本東課長) ですから、19 平方メートルというのは国としてお示しさせていただきますが、もし 19 平方メートルを下回るのが地域的に適切だということであれば、それはそうしていただくということです。

(西尾委員長代理) 下回るものも認めているということですね。

(本東課長) それも認めているということです。19 平方メートルを下回るものを認めています。

(丹羽委員長) それはどこまで見ているのですか。幾ら下回ってもいいということではないですね。

(本東課長) それは常識的な御判断の範囲があらうかと思います。

(西尾委員長代理) 今の「②公営住宅に関する基準の特例」ですが、「地域の実情に照らして必要と認められる範囲内で事業主体の長が別に定められるようにする」と言っています。これは長が定める規則でなければならないということですか。

我々は、国の方は標準にして地方自治体の条例で定められるようにすべきと言っているのです。条例で定めるか、規則で定めるのかは、議会が決めるか、長が決めるのかという意味で、地方自治体にとって決定的に違うわけです。ここに「事業主体の長が別に定められるようにする」というのは、規則で定めよ、議会の議決を経るなど、国土交通省は言っているということですか。ここを私は条例にしてほしいと思うのです。

(本東課長) 何を条例で決め、何を規則で決めるかという、立法形式の選択の問題があるかと思いますが。条例というのは、私どもとしては、基本的に地域住民の方々の権利義務に影響するものを中心としてお定めになるものかと理解しています。こういう技術的な基準については、むしろ地方公共団体の長の御判断でやっていただいて結構なのでは

ないか。ただ、地方の判断として議会に掛けて条例でやることを排除するつもりはないということです。

(西尾委員長代理) 排除するつもりはないのですね。

(本東課長) はい。

(西尾委員長代理) それだったら「長が別に定められる」という表現はやめてもらいたい。入居基準の問題というのは、結局、入居する人の生活条件ですから、広く言えば権利義務に関する話です。国の方は19平方メートル以上と言っているところを、あえて下げるという場合もあります。もっと良くする場合ももちろんあります。それは、議会の議論で決める方が妥当だと私は思うのです。だから、そこはこういう表現でやったら、規則しかあり得ないということになってしまわないかということなのです。

(丹羽委員長) これは極めて合理的な話ですね。西尾委員長代理からそういう話が出ていますが、それはよろしいですか。

(本東課長) 公営住宅の基準ですので、おっしゃる御趣旨も理解できますが、基本的には技術的な基準であると、私どもとしては理解しているところです。

(小早川委員) 技術的な基準だからいちいち議会に掛けない方がいいかどうかは、地方自治体ごとに判断すればよいのではないですか。つまり、条例で決めるが、細目は規則に委任するということもあり得ると思うのです。省令で決めきってしまう必要はないと思います。

(本東課長) 逆にお聞きしますが、長の判断として議会に諮った上で、長が決めるということではいけないのでしょうか。

(小早川委員) これは重要な事項です。西尾委員長代理が言われたような意味で権利義務に関係するということも十分でき、基本的には条例事項だと思うのです。技術的にこの部分は規則にゆだねてもいいということであれば、条例から規則に委任すればよいのではないですか。

(本東課長) そもそも条例事項かどうかという判断の問題かと理解いたします。

(小早川委員) 条例で定めてはならないという法的な根拠はあるのですか。

(丹羽委員長) それは地域によって、特にこの場合は条例で定めることも排除しないということですし、「定めることもできる」という内容にしていいただいたらよいのではないですか。

(西尾委員長代理) 要するに表現としては、地方自治体が別に定められるようにすると書いておいてくだされば、条例もあり得るし規則もあり得る。条例で決めて、ある部分は規則にゆだねることもあり得るということになります。ここで「事業主体の長が」と言われると限定してしまうのです。その必要はないのではないかとということです。

(丹羽委員長) それはぜひその方向でお願いします。

(本東課長) 逆に「条例で」と書く必要もないということですか。

(小早川委員) 地方自治体の行政に関する事項を条例で定めるのか、規則で定めるのか、それについての一般ルールがあるはずですが。ここでわざわざ、一般ルールのほかに、ここまで立ち入って省令で書くことはないだろうと思います。

(丹羽委員長) という方向でお願いをします。

(露木委員) 非常に単純なことで、西尾委員長代理の質問とも重なるのですが、地方議

会が関与することからあえて避けようとしているようにも感じます。何か意図があるのですか。

(本東課長) いいえ、全くありません。技術的な事柄なのでという純粋な判断です。

(露木委員) だったら「地方自治体が」と書けば、それで非常にすっきりするのではないですか。

もう一つ質問させていただいていいですか。

(丹羽委員長) どうぞ。

(露木委員) 19平方メートルを下回る、上回るというのは地方自治体が決めますという話ですね。そうすると、これの裏支えとして補助金の問題の関連はどうなるのでしょうか。これを建てる時には、当然、補助金が出ますよね。

(本東課長) 現在は、地域住宅交付金という交付金を活用するという形です。

(露木委員) その場合は、国として今回の基準緩和との関係はどうなりますか。

(本東課長) 国の補助制度の中では、標準的な面積を設定して、それに基づいて判断します。先ほど申しました地域住宅交付金は幅の広いものでして、標準を下回るようなものについても提案事業という形で措置することは可能ですので、交付金制度の中で対応していくこととなります。

ですから、予算制度上は国として一定の考えを持ちますので、すべて地方に連動して地域住宅交付金の基幹事業で対応するわけではないですが、ケース・バイ・ケースで、提案事業で対応可能な場合には、そちらで対応させていただくこととなります。

(露木委員) なかなかよく理解できないのですが、要は少し心配しているのは、例えば私の町で極論で10平方メートルとして決めたとした場合、今まではもらえていた補助金が、それでは駄目だよと言ってカットされるのかどうかです。

(本東課長) そこは一概にオール・オア・ナッシングでは言えませんので、個別に御判断させていく必要があるかと思っています。

(露木委員) 逆に非常に上回って例えば極論100平方メートルしますという場合も、その都度判断をするということですか。

(本東課長) 補助対象は80平方メートルまでとしていますので、それより非常に大きなものについては、地方自治体の判断で作ること自体は否定されないわけですが、補助については付いていかないという形になろうかと思えます。

つまり、100平方メートルのものを作る場合には、80平方メートル相当の部分まで補助金が出るという形になります。

(露木委員) 上乘せの部分は自前でやりなさい。国の補助は19平方メートルから80平方メートルの範囲で考えていますということで理解してよいのですか。

(本東課長) 住宅自体は19平方メートルを下回っても対象になりますが、どういう形で補助対象にするかは、個別の判断になってきます。要するに、国の限られた財源をどこに使うのが適切かということで、80平方メートルを超えるような非常に大きな部分まで見るべきか、あるいは一定のところまでにするべきか、というところですよ。

(猪瀬委員) 今の露木委員の質問の関連です。地方住宅交付金というのは、直近5年間で大体幾らぐらいですか。

(本東課長) 直近の予算で約2,000億円です。

- (猪瀬委員) 大体ずっとほぼ5年間2,000億円ぐらいで変わらないのですか。
- (本東課長) 少しずつ増えています。要するに補助金から交付金へという流れがありますので、来年度も10億円増やして1,940億円にする予定です。
- (猪瀬委員) 補助金と交付金とを足してどのくらいになりますか。つまり、補助金は幾らで交付金は幾らですか。
- (本東課長) 公営住宅については、すべて交付金から出しています。
- (猪瀬委員) すべて交付金ということで2,000億円ぐらいなのですね。
- (本東課長) 平成21年度予算では、1,940億円です。
- (丹羽委員長) 関連して、入居者資格条件で、単身者とか低所得者を全国一律に公営住宅需要の対象から排除するということの確認をしたい。条例等で単身者についても公営住宅の入居資格を認めることは可能という理解でよいですか。
- (本東課長) 今、申し上げているのは整備基準というハードの基準です。入居者資格については、法律的には、目的外使用という形でその手続を柔軟化する。それはいわゆる地域対応活用という手続をします。
- (丹羽委員長) 柔軟化するのとは分かったのですが、私の質問は、最近、高齢者を含めて単身者の方が増えているわけですね。その場合は、現在の制度では公営住宅事業の対象から原則排除されている。
- (本東課長) はい。単身者は原則排除です。
- (丹羽委員長) 資格条件について条例で変更することは可能ですか。
- (本東課長) 資格条件自体を条例で変更することは考えていません。
- (丹羽委員長) ということは、依然として現在、失業者とか単身者の方がたくさんおられますが、そういう人は公営住宅の対象から排除されるということですか。
- (本東課長) これは法律的には、先ほど申しました補助金適正化法の問題になります。制度的には目的外使用という手続を取れば排除されていませんし、今般の離職者の住宅対策ということで、公営住宅の空き家は非常に有効に活用されています。ですから、離職者についても、別途私どもの方で通知を出させていただき、空き家がある場合にはその空き家の有効活用ということで、単身者の方であろうが、収入基準を満たさない場合であろうが、入っていただけるという手続を取っています。
- (丹羽委員長) そういう制度になっているわけですね。
- (本東課長) はい。空き家があれば可能です。
- (小早川委員) そちらの入居資格ですが、今回考えておられるのは、公営住宅法の体系には手を付けずに、目的外使用で行くということですね。しかし、委員長が特に言われた単身者は駄目という点について考慮の余地はないのですか。
- (本東課長) 結局、公営住宅の現状として、全国的に見ても応募倍率が約10倍という非常に高い倍率の状況です。そして、民間の賃貸住宅市場を見ますと、面積の比較的小さい単身者用の住宅は、投資効率が非常に高いものですから、数的にはかなり民間市場で供給されています。そういう実態を踏まえると、原則として公営住宅には単身の方よりは世帯をお持ちの方に入っていただくという位置付けは、変わっていないのではないかと考えているところです。
- (小早川委員) そこは全国的なデータによればどうこうというお話はあるかもしれませ

んが、地域の実情に応じて何が必要かということをお個別に各地方で判断をするということが、公営住宅法の趣旨にそれほど反することなのですか。

(本東課長) 公営住宅法の趣旨となりますと、公営住宅は住宅に困窮する低額所得者のために供給するということが、公営住宅法の目的に書かれています。したがって、地域活性化のために若い人をとというのは、若い人に来てもらってしっかり稼いでいただきたいということかと思しますので、むしろそれは別の目的ではないかということです。

(小早川委員) ただ、単身者というだけで駄目なわけですよ。

(本東課長) 今の入居要件としては、そのように設定しています。

(小早川委員) それは今のお話からすると説明がつかないのではないですか。

(本東課長) もう一つ補足しますと、過疎地域等については、公営住宅をめぐる需給もかなり緩い部分があるだろうということで、公営住宅法の附則で単身入居を可能としています。

(丹羽委員長) 例外扱いをするのではなく、それを一般の資格にできないかということです。高齢者とか過疎地域というのは例外として扱っているわけですね。

(猪瀬委員) どこが過疎地域かというのは、そちらで決めるわけでしょう。

(本東課長) それは過疎地域自立促進特別措置法、いわゆる「過疎法」で決められているものを、全くそのままお借りしてきています。

(猪瀬委員) 先ほどの続きですが、地域住宅交付金があるでしょう。補助金から交付金に変わったということですが、実態として補助金のときの補助率はどのくらいであって、交付金になった場合にその算定はどうなっているのか。つまり、補助金から交付金に名目を変えたが、実態はそんなに変わらないのではないかと思うので尋ねているのです。

(本東課長) 交付金化する前には、この事業は2分の1補助とか、この事業は3分の1補助とかと決まっていた。それを交付金化して、トータルで国費率は45%にしました。その国費をどの事業にどれだけ使うかというのは、全く地域の御判断ですので、まとめて地域住宅交付金をお渡しして、この事業には国費を8割入れるとか、この事業は2割とか、それは地域の御判断でやっていただけることになっています。

(猪瀬委員) それは公営住宅以外のという話ですか。

(本東課長) 公営住宅以外も含んでいます。ただ、実態としては公営住宅の予算が一番多いという状況です。

(猪瀬委員) 「実態としては」ということですが、実態はどのくらいですか。

(本東課長) おおむね年間2万戸ぐらいです。

(猪瀬委員) つまり、お尋ねしているのは、地域住宅交付金の全体の中の、公営住宅に占める割合ですね。それはどのくらいですか。

(本東課長) 今、手元に正確な数字を持っていませんが、おおむね7、8割ぐらいという感じではないかと思っています。

(小早川委員) 先ほどの目的外使用の件でもう一点です。本体の考え方を変えないで、あくまでも例外ということで、目的外使用の扱いとしているわけですね。多分それと連動して、目的外使用を緩く認めるからにはきちんとした計画をつくれということで、これはまた相当大変な義務付け・枠付けということになるのではないかと思うのです。ですから、そこは結局、根っこのところを動かさないから、そういうことになるのかなと

思うのです。

(本東課長) 全く義務付けとは思っていません。この様式を見ていただいても、ものすごく簡単なものです。地方自治体に聞いていただければ、すごく簡単な計画だということがお分かりになると思います。

もともと若年の方、しっかり稼げる方に来ていただきたいというのは、公営住宅の目的の外にあると思います。ただ、空き家がある場合には公営住宅をしっかりと活用していただくということは構わないと思っています。

住宅政策の手段は、公営住宅だけではなくて、現在、地域優良賃貸住宅という予算上の制度があり、正に若い人用の住宅を予算制度に基づいてやっている地方自治体もあります。これは、かつては特定公共賃貸住宅と言っていました。それにも地域住宅交付金を使っていただいています。北海道などでは若年単身者向けのそういう、かつての特定公共賃貸住宅が2,000戸ぐらい既に供給されている実績もあります。ですから、いろいろな手法を使っていただければ結構かと思っています。何もかもすべて公営住宅でということではないのではないかと、私どもは考えています。

(横尾委員) たまたま今日は少し遅れて来たので、客観的に議論を聞いていました。感じたのは、国土交通省が話しているのは、現状の法律解釈論なのです。現行の法律の枠の外にあるか、内にあるかです。でも、委員が言っているのは理念型を変えてくれという話なのです。もっと新しい次元の公営住宅の整備をやるべきだ。そのときに、地方分権で地方が主体的にやれるように、条例でいろいろな細かいルールができるようにしてくださいということなのです。御説明ではそういった気持ちが全くないとは聞こえないのです。

(本東課長) それは全くの誤解です。私どもは、今の公営住宅の制度が未来永劫変わらない、不磨の大典であると思っているわけではありません。

(横尾委員) ないですよ。だったら、例えば委員長ほかが言われているような、新しい次元の考え方で見直していくべきだと思うのです。

(本東課長) ですから、それは例えば現在単身入居を認められている高齢者などについても、最初は認められていなかったわけです。それを法令改正して単身入居可能と位置付けたという経緯もあります。公営住宅の整備が進んでいき、公営住宅をめぐる状況が変わってくれば、当然そういう制度の見直しがあり得ると思っています。ただ、現在の状況としては、平均すると約10倍の多倍率です。東京では100倍とか、区によっては300倍とかとんでもない倍率になっている状況です。

(横尾委員) つまり、変化するときの元は多分、現場から出てきた具体的な事例がきっかけだと思うのです。

(本東課長) そうですね。

(横尾委員) 現場の事例を各地方自治体が地域ごとのそれぞれの事情で持っているわけです。それをできるようにしてほしいというのが、小早川委員も言われている柔軟性であり、地域の現場の発想を生かすということですね。ぜひそういう方向で変えてほしいと思います。

(本東課長) 現場の声はしっかり聞かせていただきたいと思います。

(丹羽委員長) 東京都や大都市は別にして、北海道とか、過疎と言わないまでもそうい

う地域で、10倍どころか1倍を切っている公営住宅があるでしょうし、地域によって様々な事情があると思うのです。そういう意味で、高齢者を含む単身者に対しても、例外規定ではなくて一般の規定として、公営住宅の資格から排除しないということを考えていただきたい。昨今の経済情勢から見ても、これをぜひやっていただく必要があるのではないかと思うのです。その点を地方自治体に任すことをぜひ御検討いただきたいと思います。

(西尾委員長代理) 繰り返し同じことを言っていることになるかもしれませんが、目的外使用についてこのように弾力化してくださったことには、一定の評価をしています。良いことだと思っていますが、本則そのものに疑問があるわけですね。

公営住宅法の第1条は、住宅に困窮する低所得者に対して低廉な住宅を提供するということが目的にしているわけです。住宅に困窮する定額所得者というのは単身者でもあり得るわけです。ところが、第23条第1号に來ると、同居親族要件が付いている。夫婦である、親子であるといった2人以上の世帯でなければならないとなっていますのですが、各地域には、生活困窮する単身者がいるのですよ。そこがずれているのではないかと。同居親族要件を見直すべきではないかということをおっしゃっているのです。

(本東課長) おっしゃる御趣旨は分かるのですが、ただ何でもかんでも公営住宅で受けるということではなくて、民間の賃貸住宅に入居できない方のために公営住宅はあるという、補完的な機能を持っているということです。

(丹羽委員長) それはもちろんそうです。そういう条件の下で、今のようなお話を現在の情勢から考えても、それを柔軟に運用できるように考えていただくのが、現在の情勢に合った法制度の見直しだと思うのです。

(本東課長) その「現在の情勢」というのが、現在の景気動向を指しているのであれば、私どもとしても、離職者向けの規制緩和の処理を行って、現在既に約2,000戸近くの公営住宅が離職者のために提供されて使われている実績があります。当然そういう視点はしっかり持ってまいりたいと思います。

それとはまた別に、公営住宅制度そのものがどのようにあるべきかということについては、委員の皆様方の御指摘を受け止めて、今後引き続き勉強させていただきたいと思っています。

(丹羽委員長) 時間が来ていますので、意見交換はこれで終了します。本日の項目以外に地方自治体に対する義務付けについては、地方分権の観点からぜひ前向きな見直しをお願いしたいと思います。

国土交通省の皆様にはここで退席をお願いします。どうもありがとうございました。

(国土交通省関係者退室)

○直轄事業負担金に関するヒアリング

(丹羽委員長) 予定ではここで休憩でしたが、橋下知事も既に到着されていますので、会議を続行します。

(橋下大阪府知事入室)

(丹羽委員長) それでは、会議を続けます。

税財政に関して、昨日に引き続き、直轄事業負担金についてのヒアリングです。本日

は、橋下徹大阪府知事からヒアリングを行うこととします。本日は、お忙しいところ、ありがとうございます。

それでは、まず知事から10分から15分程度を目安に御説明を頂いた後、意見交換を行いたいと思います。お願いします。

(橋下大阪府知事) こんにちは。よろしく申し上げます。泉田知事の議事録を見させていただきました。もうほぼ地方からの訴えというか、概要は全く同じですので、できましたら委員の先生方からいろいろ質問を受けてそれに答えるという形の方がよいかと思っています。

とにかく私が言いたいのは、ここに請求書があるのですが、委員の方はもう十分御承知ですからあえて言うのも繰り返になってしまうかもしれませんが、大阪の「新地」の請求書でもこんなひどいものはないです。こんな「ぼったくりバー」みたいな請求書で、普通だったら店は廃業になるのに、これでぬくぬくと国の省庁は残っている。特に国土交通省が残っている。というのは、これほどひどい行政慣行なのに、誰もこれに対して文句を言わないできた。それは地方側も悪いと思うのです。地方の職員も完全に催眠術にかけられているのです。

これが当たり前だと思っている。飲みに行ったときにこんな請求書がきたらみんな大騒ぎするはずなのに、これが当たり前となっている。そのところを職員にもっと気付け、こんなのはおかしいから、払えるのかと言っているのです。しかし、国の改革と同時に、地方側も変わっていかないと、いくらこの地方分権改革推進委員会の委員が一所懸命いろいろなことを言われても、国が全く動きません。地方から覚悟を持ってもっと声を上げて、この委員会の委員の方と一緒に運動を起こさないと変わらないと思います。

地方の職員もよくぞこういうのを我慢して払っていた。それは結局自分のお金ではないですから。自分のお金だったら大騒ぎするはずなのに、税ですから自分のお金ではないので払っておいたらいいのだろう。また国に何かを言うといじめられるというのもありますので、そういうので職員もなかなか声を上げられなかったと思うのです。ですが、この委員会の委員の方がいろいろこういう形で今、問題提起してくださっているのです。できる限り大阪府も御協力させていただいて何とか地方分権を進めていきたいと思えます。今日はよろしく願い申し上げます。

(丹羽委員長) 早速ですが、今の御発言で、なぜ橋下知事になってから急にこういう話が出てきたのですか。なぜほかの知事は今まで何年も黙って払ってきたのですか。

(橋下大阪府知事) やはり怖いからです。払わないということになったら、国土交通省からいろいろ言われます。

(丹羽委員長) どういうことですか。

(橋下大阪府知事) 今回も私は、関空の連絡橋に対して7億円の直轄事業負担金を拒絶したら、ほかの高速道路の割引についてかなり嫌がらせをされました。

(丹羽委員長) どういう嫌がらせですか。

(橋下大阪府知事) 高速道路の割引です。関空の7億円の連絡橋の負担をすることによって、連絡橋の通行料がちょっと下がります。それにプラス今度は高速道路の割引が重なって2段階の割引になる予定だったのですが、私が今回7億円の負担を拒否したこと

によって、高速道路の割引が適用できないという話になったのです。

(丹羽委員長) 理由は何ですか。

(橋下大阪府知事) 理由はこれもよく分からなくて、ある時期まで、要は関空の連絡橋の負担の予算を計上しないと行って、ずっと連絡橋の負担金を計上するか計上しないかずっと議論が延びていたのです。そのときに、2月の何日か忘れましたが、そこまでにちゃんと連絡橋を負担すると言ってくれないと、高速道路の件に関してはもう予算の配分が終わってしまうので無理になりますということと言われたのです。早く連絡橋の負担金をちゃんと付けないと、高速道路の割引はできなくなるよということ saying くるわけです。

すると今度は、府庁の職員がみんな一斉に、これはもう連絡橋を負担してください、高速道路の方の割引が受けられなくなって大変になるということで、庁内からは負担金を計上してくれ、計上してくれと一斉に来るわけです。私は多分職員からすれば本当に異常に思われているのかも分かりませんが、それぐらいの覚悟を持ってやらないと、国土交通省から高速道路の割引が適用にならないと言われて、職員は皆7億円を負担してくれ負担してくれと言ってくる。これは地方が覚悟を持ってもっとみんなで結束してやらないといけません。国の職員もそうですし、地方の職員もそうだし、知事としては挟み打ちに遭います。

例えば、今回の直轄事業負担金ではないのですが、国の所管法人の負担金について、こんなものが払えるか、天下りの高額な報酬に全部回るのに払えるかと言って、払わないという予算組みをやってくれと言ったのです。すると、それを言った後に、大阪府庁の担当職員が知事室の前に行列を作った。「知事、この所管法人は必要です。これは絶対必要です。この事業は必要です」と、必要だ、必要だとみんな来るわけです。知事としてこれを払うなど言うのは、職員から見ると精神的にもよほどおかしい状態に思われるような覚悟がないと、なかなか言えないです。

(丹羽委員長) 今、火星人みたいな仕事をされているわけですね。

(橋下大阪府知事) もう本当に。でも、これは一般の感覚だと思うのです。ですが、公務員という組織の中では、こういうものを払うのは当たり前だし、国土交通省がそういう形で払わなかったらこちらは割引しないとかいろいろなことを言ってきます。今回こうやってこういう機会を与えていただいて、またこういうことを言わせてもらうので非常にありがたいですが、もういろいろなことがあります。

(猪瀬委員) 直轄事業負担金を廃止するという事は、今、橋下知事が言われたように、まず明細書を出せということだと思うのです。明細書がなければただ負担するだけだから「奴隷制度」である。それはおっしゃるとおりなのです。奴隷制度であってはいけなわけだから、直轄事業負担金を払わないと言いながら、しかし、問題の本質は直轄事業負担金の問題ではなくて、我々に税源と財源を寄越して、国道ならば国道、橋ならば橋を地方自治体が全部やるということだと思うのです。ただ、そのところで、今、直轄事業負担金を廃止すべきというと、今度は公共事業のばらまきに利用されかねない。この辺りが非常に難しいところですが、橋下知事の発言を聞いていると、基本的にそれは了解してちゃんと戦術的に話している、戦略、戦術を弁えていると思うのです。

まずは明細書をこれからどのように明らかにしていくかということですね。我々とし

ては、もちろん東京都を含めて、各都道府県が一つひとつの事業を移管を受けるということについて具体的なアクションを起こしながらでしか、明細書は出てこないというところがあるのです。その辺りをお聞かせ願いたいのです。

(橋下大阪府知事) 負担金廃止というか、負担金ゼロだと言ったとたんに、与党からいろいろな、要は負担金を賄うような臨時交付金だとかいろいろな話が出ています。地方はこれにだまされてはいけないと思うのです。公共事業は必要です。大阪府は大阪府で必要な部分があるのですが、負担金なしにしてくださいと言った途端に、全部負担金を補充するような話がばっと広まっています。今回私が負担金廃止と言ったのは、行政や担当職員からもいろいろな資料をもらい、地方と国の関係をいろいろ考えるのですが、難しいのです。義務付けだったり、税財源の移譲の問題だったり、補助金の問題だったりしてもものすごく難しい。一体どれがキーワードになるかと思ったところ、負担金、召し上げられる、奴隷制度だ、これをやめろということになると、補助事業と国直轄事業の整理の問題が出てきますし、税財源の移譲の問題も出てきます。

一番問題なのは、この話を言ったら、直轄事業が減ると地方は困るとかという話になるのです。また、これは地方の利益にもなるのだから払うものは払わなければいけないのではないかとかという議論が出てくるのですが、そもそも論として、国の直轄事業は、本当に国家の利益のための事業に限るべきです。地方の利益のためになるような直轄事業などは地方にゆだねてくれればよいと思うのです。単なる補助事業と直轄事業の関係を、補助金と負担金の関係を整理するだけではなくて、そもそも国がやるべき範囲を本当はぐっと狭めないといけないと思うのです。だから、公共事業の総量をどれぐらいにするかということは、またいろいろ政策的な話があるのですが、国の役割分担を小さくして地方の役割分担を増やせば、別に直轄事業の負担金をなしにしたから、減らしたからといって、確かに国の直轄事業が減るかも分からないですが、その分、地方の事業が増えるから全く問題がないと思うのです。

国家のために、国土全体を見渡したら国が本当にやらなければいけないものということに国の事業をぎゅっと縮小して、あとは地方がやるという議論がどこかにすっ飛んでしまっている。だから、私たちも負担金をなしにするようないろいろな国の景気対策の話にうかうか乗ってしまって、この問題がうやむやになってしまうのは非常に危険だと思っています。税財源の移譲の問題と補助金と負担金を整理する問題と、もう一つ、根本は国の事業と地方の事業を、きちんと割合を変えるというところの話がセットにならないといけない。私たちは地方の長とすれば、負担金なしで公共事業をやってくれるというものすごくありがたいですから、多分このままそれに乗っかってしまう気持ちはものすごくあるのです。でも、これで乗ってしまって、話がうやむやになることは危険なことです。ぜひ地方側も覚悟を持って、変な甘いにんじんをぶら下げられてうやむやで終わらされないように気を付けながら、地方から声を上げて運動を起こして迫っていかなければいけないと思っています。

(丹羽委員長) 昨日も泉田知事にも同じことを聞いたのですが、国の直轄事業については、先ほど言われていたお金の明細書なしで、大阪府に対して払いなさいと言われて、今まで明細書を見ないで払ってきた。これは地域住民にとっては、とんでもない不条理なことだと思うのです。橋下知事も、当然のことながら予算の明細を見せてくださいと

多分言っておられますね。それは出してきますか。

(橋下大阪府知事) 国の方からですか。

(丹羽委員長) はい。

(橋下大阪府知事) 委員長、実情を申しますと、大阪府ほどの規模の地方自治体になると、要は、トッパー一人でやれることは限られてきてしまうのです。正直、私が全部チェックしているわけではないです。私はちゃんと職員がチェックしているものだと思っていたのです。でも、その意識が変わらないと、全部知事がチェックするのかというと、これは無理なのです。

これはもう本当にガバナンスの問題だと思っています。知事がその意識改革をやって、全国知事会で麻生会長ともきちんと話をしたいのですが、全国知事会できちんと合意を取ってこれからちゃんと見ていこう、そういう明細書を求めていこうということを地方側が運動を起さなければいけないと思っています。

今までも、私も就任してまだ1年ぐらいですから、最初の頃は担当職員から上がってきた地方分権に関する要望書などをいろいろな省庁へ持っていきました。しかし、義務付け廃止とか、税財源を5対5にとか、そんなことでは何も動かないのです。だから、まずこれはきちんと明細書を国に求める。いろいろ担当者に聞いたら、細かい明細書は国土交通省が財務省に要求するときに絶対あるはずなのに、どうも今まで大阪府も確認していなかったみたいです。要求もしていなかったみたいです。

(丹羽委員長) 要求をされたら出てきますか。もうされましたか。

(橋下大阪府知事) 正直、そこまでしていません。大阪府になると、これも私の責任なのですが、そこまでやりきれていないのが現状です。

(丹羽委員長) これはレミーマルタンを飲んだのか、普通のウイスキーを飲んだのか、3,000円のワインを飲んだのか分からないまま、お金を払うわけですね。

(橋下大阪府知事) 本当にそうです。

(丹羽委員長) 即刻要求されたらよいのではないのでしょうか。

(橋下大阪府知事) こういう問題になりましたので、香川県のような庁舎の建て替え経費が入っているかどうかも含めて、今、担当者が確認をしています。ただ、近畿地方整備局も、こういう問題が起きましたので、意見交換という形で随時私と意見交換をするようになってきています。ただ、具体的な明細等についてまだきちんとは出てきていないのが現状です。

(露木委員) 橋下知事の大変分かりやすい言い回しに勇気付けられていますが、要は知事がおっしゃりたいのは、根本改革は、「暴力バー」そのものを私が経営してみせるという話ですね。

(橋下大阪府知事) 「暴力バー」をそのまま暴力バーでやったら大変なことになるので、暴力バーを「健全バー」に切り替えるということですね。でもそうなのです。私は、今回のこの委員会が勧告を出されたことに対して、後退だとか、どうのこうのとか、いろいろな話がありますが、とにかく進めなければいけないということなのですが、しかし、一気に廃止などはできないと思うのです。

大阪府で私が、今までのやり方を変えて何か行政のやり方を進めようと思っても、何かちょこっとしたことでも変えるのは大変です。それなのに、国全体の今の出先機関を

統廃合するなどという、こんなばかでかい話をいきなり廃止などはできるわけではない。もう少し地方も考えなければいけないのは、すぐ今の流れになってくると、いきなり廃止にしなかったのは駄目だとか、地方振興局とかあんなものは危険だとかという声をすぐ上げますが、私はガバナンスの問題だと思うのです。

47 都道府県知事がいます。今、この委員会は、7人のメンバーでされています。実際に動かしていくのに、このメンバーの人数だけでは国の巨大な組織は動かないです。ですから、大きい岩石を大まかにでも砕いてもらえれば、一番重要なのはもう正直、私のコントロール下に入ってもらえるような仕組みにしてもらえれば、大阪府でやったような改革と同じようなことを私はやります。大きな塊をいきなりゼロにすることなく、ちよつとずつの塊で分権に燃えている知事のところに送り込んでもらったら、私たちがまたそこで細かく砕いていきます。だから、地方自治体側も、いきなり廃止だとか、委員会の取組が甘いのではないかとか、どうのこうのと言う前に、大きな塊でもいいからまず寄越してくれ、後はこちら側でやるからということ、この委員会の委員にどんどん言わなければいけないと思うのです。

(丹羽委員長) 寄越せ寄越せ、とってください。

(橋下大阪府知事) そうなのです。

(丹羽委員長) お金と一緒に寄越してくれたら、私が全部引き受けると言ってもらったら、地方分権は進みます。

(橋下大阪府知事) 大阪府では、今回の国道の移管問題に関しても、国土交通省提示のリストで全部受けますか、どうですかという話で最初は担当から上がってきました。そこで、道路から何から全部やると言ってくれということで、大阪府はそうやって出しました。今はそれで協議をしています。また近日、近畿地方整備局長と協議するのですが、とにかく全部やるということと言わないといけない。

(丹羽委員長) 全国知事会でも、ぜひその発言をお願いします。

(橋下大阪府知事) ただ、これを近畿ブロックで言ったらものすごく冷たくあしらわれてしまった。なかなか難しいのは、大阪府だからそういうの言えるということもあるようです。どうしても地方自治体によっては全部できない。それは都道府県によっても実情は違うと思うのです。

今、私が大阪府の都市整備部長に言っているのは、もしできないという都道府県があるのだったら、大阪府がそこを受託するか何かでやると言ってくれ。都道府県で技術的にとか、人間的にいろいろできないことがあれば、大阪府はやる、それをやるということ、これをこれから示していきます。近畿でとにかくもう全部寄越せということ、こう言っているのです。ですが、その辺は温度差があるのは事実です。

(丹羽委員長) この委員会ももちろんサポートしますし、そう言っていただくように全国知事会の方々にもぜひお願いしたいと思います。

(橋下大阪府知事) 麻生会長にもきちんと伝えます。

(露木委員) 橋下知事は、河川の問題についても、淀川の関係とかは流域全体でそれも含めてやってやろうと、河川流域の安全性を高めながらやってみせる。そちらも同じお考えですね。

(橋下大阪府知事) これも大阪府はできる。都市整備部はやると言っています。皆一所

懸命やっています。ただ、近畿地方整備局長にもお話したいのは、何でもかんでも出先機関の職員の方がみんな個人的に人が悪いとかではない。民主的なコントロールの下に動かすようにしていく必要があるということです。今日も午前中は、関西で広域連合をつくろうという動きがありました。これも足並みが揃わなくて、なかなか大変なところもあるのですが、皆、これは都道府県でできないから国にやってもらわなければしょうがない部分があるのだという声がすごくあるのです。

しかし、都道府県でできないものをいきなり国に渡すのではなくて、間にちゃんと広域連合か何かで受皿をつくって、どうしても国でやってもらわなければいけない部分と、そういう広域連合でやる部分とかを分けていかないといけない。それなのに、その辺の話が、うまいこと国土交通省の以前のアンケートではないですが、都道府県でやりますか、都道府県でできますかというアンケートが来ると、都道府県としてこれはできない、これはできない、都道府県でできないのだったら国がやらざるを得ませんという論法にうまいこと乗つけられる。

(丹羽委員長) これは、地方振興局とか、地方工務局という組織をつくろうということですから、ぜひその辺もそちらの方向を目指していただきたいと思います。

(橋下大阪府知事) ですから、地方振興局には必ず都道府県の、又は都道府県ではなくても民主的な過程で選ばれた首長か何かがそこに関与して、そこで単なる意見聴取ではなくて、何らかの民主的なコントロールの力を及ぼせられるような仕組みを入れることが一番重要だと思うのです。

(丹羽委員長) それも視野に入れて地方自治体で構成する地域振興委員会をつくるべきであると提言しているわけです。

(猪瀬委員) もうおっしゃるとおりです。その委員会で都道府県知事あるいは首長が参画してしっかりガバナンスをするというのが、今回の勧告の趣旨です。出先機関を地方振興局と地方工務局とに分けて、企画とトンカチの部分に分ける。こういうことも含めてそこに都道府県知事が参画してしっかりそれをチェックするということだと思うのです。

国がやると何がいけないかというのは、まずは無駄が多いということです。同じ税金を投入しても、費用対効果が国と地方では全然違って来る。先ほどの負担金、建設費の3分の1を負担しなければいけないという問題は一つあったのですが、もう一つ提案させていただきたい。直轄国道の建設費の3分の1の負担金と同時に、維持管理費は半分近く、10分の4.5を上納金で払うわけです。その場合に維持管理費が正当なのかどうか。これは明細書がないから分からないのだが、ただ、都道府県、東京都や大阪府が管理している補助国道があります。直轄国道ではない都道府県管理の国道で、例えば交通量が1万台だと、同じ台数で同じくらい車が動いている道路の維持管理のコストがどうなっているか。清掃の回数は何回など全部含めてそれを比較すると、いかに国直轄道路の無駄遣いが多いか分かると思うのです。ですから、明細書の請求の仕方も、そういう実際に地方自治体が管理している道路と、国が管理している道路の同じ交通量のところを比較してみると、どのくらい維持管理の費用が違うのかが分かると思うのです。

私もこの間、東京都の建設局にそれをデータで比較してみろ、そうすると説得力があると言った。そういう形で攻めていくことはいいと思うので、ぜひそれは大阪でも考え

てみてください。

(橋下大阪府知事) それはすぐやります。維持管理についてはずっと担当部局に言っています。例えば河川については、大阪府の管理する河川も、私が予算を切り倒しました。年に1回か2回ぐらいの除草だけなのです。それで大阪府は管理を我慢しているのに、国の管理する河川はもうぴかぴかです。こちらは医療費助成を削る、私学助成を削るとやっている中で、国道から何かがぴかぴかです。物すごくバランスが悪いのです。

(丹羽委員長) 予算が余っているのですかね。

(橋下大阪府知事) 余っているのかどうか私はチェックしていないのですが、猪瀬委員が言われるように、これからチェックしなければいけないと思うのです。無駄があるかどうかの点検とともに、大阪府の今の状況、府民生活に合わせた維持管理のレベルがあると思うのです。これは選挙で選ばれたかどうかというところが根本にあると思います。

国土交通省の出先機関とかになると、2年間だ、何年間だと職員が変わっていきますので、与えられた予算を使えばよいことになります。私たちは後に選挙で評価を受けますから、もう切り詰めるところは切り詰めて、職員の人件費も削ってというところをぎりぎりやっている。なのに、片や国の出先機関の方は大阪府にありながら、そういう大阪府の今の政治と行政の状況を一切無視した形で遂行していく。これは許し難いというか、何とか大阪府の今の状況に組み込まれるようにすべきだという、これはガバナンスの問題だと思うのです。

コストの比較はやります。ただ、比較してもそこに何か言える権限がないと、国の方は国でこのレベルでやりますということで、それで終わってしまうのです。

(猪瀬委員) そうなのだが、そうやってコストを比較していくことによって、透明化されていくというか、世論が、皆さんが理解してくれるということは大事だと思う。

道路公団の民営化のときもそうだったのです。一本当たりの道路の収支率とかを全部チェックして行って、公開していなかったものを公開させて比べていく。そうすると、こちらはこんなに損ではないか、得ではないかという判断ができる。だから、住民が判断できる根拠を、首長である橋下知事や、我々委員も委員会の力としてそれをできるだけ公開請求しながら広く知らしめていくことが、透明化がおのずから改革になると考えたいです。

(橋下大阪府知事) 分かりました。それはもうすぐやります。

(丹羽委員長) 関連して、私はもう一つ、橋下知事に申し上げたい。直轄事業においても、幾らぐらいの資材価格で予算を作っているのか。泉田知事にも申し上げましたが、予算作成のときは、多分昨年7月の中旬の147ドル70セントの石油の最高値のときの状況で作っているのです。それ以来、大体60%ぐらい値下がりして暴落し、今、石油は40ドルとか50ドルです。石炭も暴落しました。運賃も暴落しました、セメントも暴落した。あらゆるものが世界的に暴落した。それを今こういう時期に資材を全部この値段で調達したら、前のときの3分の1ぐらいの値段で購入できるわけです。ところが、地方自治体に持っていく予算は、多分昨年の最高値に近いところの予算ということかもしれない。だから、少なくとも、そういう予算の明細、要するにレミーマルタンか20万円のワインかという予算の明細を要求されて、それを見てこんなに高いセメント代はないということから明らかにしないと、何も始まらないです。

(橋下大阪府知事) そこからやります。あと国の直轄事業と府の事業でやるのに何が違うか。これも大きな問題だというのは私も知らなかったのですが、発注するときには国の直轄事業だと、国が発注しますから、全然大阪府の業者は関係なく、大手のゼネコンに発注されてしまうのです。これが府の事業となると府内の業者とかに発注できます。すると、景気対策とかを考えたときに、これは公共事業で景気対策という古い考え方も分からないですが、ただ、直轄事業になると国が発注するというところでいろいろとまたゼネコンとの関係とかもあるかと思っています。

(横尾委員) 今日は、ありがとうございます。昨日も泉田知事が詳しく御説明をなさいました。それとほとんど同趣旨だと思います。既に橋下知事も同意だと思っています。昨日の話の中で、直轄事業負担金のカットの一方で、補助金があります。ほとんど数字は余り変わりませんので、この入替えをしてしっかり地方の独自財源を確保しようというのが一つです。そのときに国の方がまだ大きいですから、これを縮めてできるだけ地方に財政基盤を移していくということをぜひ我々は求めていきたいと思っています。その辺についてもう少し突っ込んだお話があればお聞きしたいと思っています。

(橋下大阪府知事) 負担金と補助金をそのまま整理して、ただ、国の事業量と今の地方の事業量のままだと、絶対にまた国に対して陳情ばかりになると思うのです。国で本当に必要な事業は何なのかというところが肝心だと思うのです。

私がいろいろな省庁に話をしに行くと、これは地方の利益にもなるでしょうと必ず言われます。地方の利益にもなるのだから、地方自治体がお金を出すのは当たり前ではないと言われるのですが、本当にそうか。国がやるのは基本的には国全体の利益ということであるはずですが。国がやるのに、地方の利益とか、そんなせこいことを言うべきでない。霞が関の役人もみんな一所懸命やっているのです、そうであればそれは地方の利益とかではなく、国全体の利益だと考えられるような仕事に集中してもらいたい。地方の利益とかということは、もう全部地方に任してもらえれば、地方自治体でやります。負担金の話と補助金の整理と、絶対に国がやるべき事業量と地方がやるべき事業量の割合とをちゃんと議論しないと、単なる負担金と補助金の整理だけだと、また国に対しても気を使って何も言えなくなってしまう。ここはぜひこの割合を抜本的に見直してもらいたいと思っています。

(横尾委員) 正にそのところで、先ほど広域連合という話がありましたが、道州制の議論も含めて、多分そういう大きな広がりの中で計画的な戦略的な企画や施策ができればかなり調整ができると思うのです。

(橋下大阪府知事) 明日、明後日ぐらいに近畿地方整備局から淀川流域の治水に関する整備計画案が出ます。京都府、大阪府、滋賀県、三重県、兵庫県で、いろいろと認める、認めないとばらつきがあったのですが、ただ、大戸川ダムに関しては、京都府、大阪府、滋賀県が、大戸川反対というよりも、現状でやる必要はないという意見を出しました。果たしてこの意見が反映されるのかどうかは、委員の方にもしっかりと見ていただきたいのです。

私たち選挙で選ばれた知事が3名揃ってこういう判断をして、いろいろな政治的な状況から判断した。それにもかかわらず、もし国がそれに反するような整備計画を出すということになると、一体ガバナンスというのは何やねんという話になります。私は、治

水、淀川流域の話などというのは関西で全部収まる話ですから、本当は広域連合か何かでやるべき話だと思うのです。

そこでまた関西で収まらない大きい話として、本当は関空の問題などは、国にやってほしい。それなのに、あれは地方でやれと言うのです。私たちが国家のためにやってほしいことを国に言ってもそれは知らぬ、地方でやれと言われる。ここは地方でやるから口出さんといってくださいということには、国がばんばん口を出してくる。本当に日本はこのままいったら駄目になります。

(横尾委員) そういう意味で、以前、大阪府では府の市長会と熱い議論をなされた。会長の池田市長とは大変親しくさせていただいているので、ときどき話します。基本的には改革をしていきたいと思っておられますから、多分橋下知事と志を同じくバトルをしながら前に行ける方だと思います。ぜひ市町村の首長たちとも密な議論をしていただいて、冒頭に言われたように、今まで地方側も改革意欲が足りなかったという点をお互いに高めて、改革を進めるようぜひリードしていただきたいと期待しています。

(橋下大阪府知事) ただ、正直言って、これは、放っておく方が地方自治体にとって楽なのです。国にそのまま事業を決めてもらって、言われるとおりの負担金をそのまま払っている方が、自分たちで責任を負わなくてもいいですから。大阪府でも、今度は府内の市町村、基礎自治体へと府内分権をやろうということで、市町村にどんどん権限と財源を下ろしていこうという話をしているのですが、基礎自治体の方でも、そんな面倒なことは府でやってくれという話になるのです。この辺は、本当に地方自治体がどこまで覚悟を持ってやるかを試されているのだと思います。

(丹羽委員長) 全くそうですね。自立の精神がないと、上から幾ら言っても動きません。お上頼りではもう永遠に負の連鎖が起きて改革になりません。ぜひ市町村にも我々はお願ひしておきますので、引き続きお願ひしたいと思います。

(露木委員) やや繰り返しになって恐縮ですが、橋下知事が言われることは、非常によく分かります。大いに期待したいのですが、地方分権改革推進委員会の方で、国と地方の役割分担として国の役割をより厳密に小さくしてもらいたいというお話がありました。しかし、その議論を展開する最大の応援団は、橋下知事が言われたように、私たちが「暴力バー」を健全バーにしてみせる、ということだと思います。そこがないと我々が幾ら言ってもほとんど迫力がない。これは市町村というより、都道府県レベルがやってやろうではないかというところをぜひ堅持していただきたい。それがないと、大阪府の資料にある税源移譲の問題の話が、迫力を持って展開できないです。お金は欲しいが、仕事は嫌だ、そんなばかなという話になります。その点をぜひお願ひします。

(橋下大阪府知事) 本当にそうですね。もうそこはこの委員会の委員の方がこうしてやってくださっているのに、地方自治体はまだまだ足りないと思うのです。それは麻生会長ともしっかりやらないといけないと思っています。

ただ、正直、こうは言っても、私もこうやって偉そうに言っている、また国土交通省に行っているいろいろお願ひごとをするのです。鉄道は必要ですとか、猪瀬委員が止めてしまった道路の部分が実は今、必要になってきて、また猪瀬委員と議論させてもらわないといけないのですが、この辺の仕組みは難しいです。だから、偉そうなことを言っても「結局、お前お願ひしに来てるのはどないやねん」と、胸先三寸みたいな世界でもあ

りますので、「橋下、お前、あんな偉そうなことを言っているのだったら、お前のいうことなんか聞かぬえや」という話になってくると非常に辛いところです。

(丹羽委員長) そういう制度を作っていくということが地方分権改革の仕事ですから、その制度の下でやらないと、個人個人の勇気とか、能力とかではもう動きません。それはよく分かりました。

(西尾委員長代理) 昨日、泉田知事のお話を聞いたときに、建設費なのか、維持管理費なのか分かりませんが、要するに国の出先機関の工事事務所とか管理事務所などの庁舎の建設費までその中に含まれているということがないと、泉田知事は言われていました。今日、橋下知事も香川県でそういうことがあったと言われました。

向こうが明細を示してこないわけだから、含まれているのか、いないのかも正確には確認できないのだと思いますが、後から実は含まれていたのだと分かってきたケースがどのくらいあるのか。これはまれなことなのか、それとも当たり前にやっていることなのか。整備局によってブロックごとに違うのか、全国そういうことが行われているのか。この辺の感覚はどうでしょうか。

(橋下大阪府知事) 正直、私は1年しか知事をやっていないので、大きな感覚は分からないのですが、ただ、大阪府の場合には、これも多分地方整備局の得意な言い回しなのでしょうが「現在はない模様」ということです。過去に遡って今、確認中ということですから、これはどれぐらいなのか調べます。これも知事の責任と言われたらそうなのですが、見切れないです。府の財政課も、府庁の部局から予算要求が来た場合には厳しく厳しくチェックしていると思うのですが、国からの支払要求、国に対する支払いはもうチェックしていないです。

ここに書いてある維持管理などについても、払った後に実際にどうなったかということとは追っ掛けていないと思います。根本的にこういうことをチェックするのは国会議員であるというような言い分が、多分霞が関にはあると思うのです。これは国の事業としてやっているのだから、地方自治体が確認することではない。国会のチェックを通過してやっているのだから、お前らは口を出すなということがあると思うのです。しかし、それはフィクションであって、国会議員の方も国のいろいろなことがある中で、地方分権をやってガバナンスを効かすということがどうしても必要です。これは地方で本当に目を光らせてやらなければいけないと思っています。

これは私も甘かったです。府庁の中の新聞代までチェックして、新聞購読料を削減したら年間で8,000万円削減できたのです。これが都道府県の現状なのです。ということは、地方分権、地方分権と言っても、地方自治体もまだまだ甘いところがあって、この辺を国に突っ込まれると言えないところもあるのです。「お前らに任せてられるか」ということを言われるとどうしても弱い部分もあるので、地方がしっかりしなければいけないと思っています。

(丹羽委員長) 恐らく大阪府の役人の方もいろいろチェックしようとして、霞が関にいろいろ要求されていると思う。ただ、出てこない。余り反旗を翻すと、先ほどおっしゃるように「お前、今に見ておれ」ということになりかねない。そういうことから変えないと、恐らく中央省庁の役人が資料を出さないということになるとチェックのしようがない。その辺は、委員会としても意識して取り組んでいく必要があると思っています。

(橋下大阪府知事) ただ、難しいのが、私は4年の任期ですから、職員からすると私たちのことよりも中央省庁との関係の方が重要ですからね。

(丹羽委員長) 4年と言わないでもう1回やればいいではないですか。8年になります。8年あればできます。

(橋下大阪府知事) それには選挙に通らないといけませんので。

(横尾委員) 頂いた資料についてお尋ねしていいですか。

(橋下大阪府知事) はい。

(横尾委員) 貴重な資料を頂いていると思います。資料2の3ページ「『大阪府提案』国の直轄事業負担金制度は早急に廃止！」で、アクション1とアクション2があります。時系列的な感覚で結構ですが、このアクション1は、できればいつ頃までに実現してほしいという思いをお持ちなのか。あるいは大阪府ではこうするとお考えなのか。国の方を変えなければいけないので、この委員会から提案したりして変えていかなければいけないと思うのです。

(橋下大阪府知事) 今、制度そのもの話になってくると、私ができることはこうやって騒ぐぐらいしかない。ただ、近畿地方整備局とはもう協議を具体的にやるようになりましたので、その辺は変わってきていると思うのです。アクション2は国の話になってきますので、あとは全国知事会の覚悟だと思っています。例えば維持管理に係る制度に関しては、維持管理費に関しては、誰がどう考えても、事業主体が国であれば維持管理を事業主体が負うのが普通だと思います。全国知事会には何も確認していないのですが、やるのだったら赤信号みんなで渡れば怖くないではないですが、これはおかしいとみんなで払わないということをやるかどうかです。

ただ、建設費の話になってくると、地方自治体はいろいろ違って、私も偉そうなことを言っても、第二京阪とか、こちらからものすごく要望したものについては全額を払っているのです。全額を払っているものは、払っているのです。だから、その辺は本当に難しいのです。そこまでやらずに事業が止まるとか、事業が遅れるという話になると、行政の長として難しいところもある。これは都道府県ごとでやるのではなくて、もう全国知事会で方針を決めて一斉にやらないと、各知事が個別にやると仕返しがあるというのがどうしても怖いですから、一斉にやらなければいけないと思います。

(丹羽委員長) このアクション1はできるだけ早く夏頃までには少なくとも、あるいは5から6月にこの委員会にも全国知事会としてそういう提案をしていただければ、我々としても、できるだけ第3次勧告の中に盛り込んでいくようなことを考えなければいけないのではないかと思います。

(橋下大阪府知事) これは多分、大阪府の方では、府がやるというよりも提案をし、地方分権改革推進委員会の方でやってほしいということを言っています。地方で提案してこの委員会でもやっていただく。全国知事会にも働き掛ける。

(丹羽委員長) 委員会に提案されるときに、全国知事会としても出していただくことをぜひお願いしたい。

(橋下大阪府知事) はい。

(丹羽委員長) よろしいですか。

(西尾委員長代理) はい。

(丹羽委員長) ほかによろしいですか。せっかくお出でいただいています。

(小早川委員) 特に質問というわけではありません。要するに、何に使うか分からぬお金を府民が税金で払わなければいけないということなので、これはちょうどアメリカ植民地がイギリスから税金だけ掛けられて、何も役に立つサービスをしてもらえない。だから独立だと言ったときと同じだという感じがしました。これはそれだけの覚悟を持ってやらなければいけないことだと思います。

(橋下大阪府知事) あと、この地方分権改革推進委員会の委員の方にも、もっと地方自治体は動けと、これだけ私たちもあなたたちのために頑張っているのに何をずっと黙っているのだ。文句ばかり言いやがって、ということもばんばん発信していただいてもいいのではないかと思うのです。

(丹羽委員長) 言っています。もう数日前に兵庫県に行ってやってきました。

(橋下大阪府知事) お聞きしました。

(丹羽委員長) その前は栃木県に行きました。その前は北海道に行っています。

先ほど知事が言われたように、世の中には、翌日とか、来年全部変わるというばら色のことはありません。したがって、これはもう麻生総理もそうですし、鳩山大臣もそうですが、3年を掛けて人と金を慎重に動かすのだということですから、法律は来年の春になるでしょうが、それから3年掛けて人と金を動かしていくのです。だから、今、こういう経済の不況のときに人を削減するというのは何事だという声がありますが、3年後です。来年やろうとは誰も言っていないではないか。少しずつ慎重に動かしていくことは、3年掛けてまだ経済が回復しないということはないということですから、反対だと言っておられる方の考え方はちょっと間違っていると思うのです。

そういう考え方で我々はこれから進めていきますし、それが本当に実行されるのかどうかを見ていく。そしてそれを注目しながら、もしできないときには次々に注意をしていく。あるいはメディアの方にも発表していく。何としてでも3年かけてやり遂げてもらうということを考えていますので、ぜひそういう考えで地方分権改革のいろいろな提案をしていただきたいと思います。

(橋下大阪府知事) もう本当に国からいじめられるのです。露骨です。私がたまたま政府・与党の先生方にもいろいろ応援していただいていることもあるので、辛うじて綱渡り状態でできていますが、霞が関は強大な権限です。その担当の職員の気持ち次第で地方自治体の府民の生活とか、県民の生活が左右されるぐらいです。

そこに民主的なガバナンスが働いているかといったら、国会議員の先生も一生懸命やってくださっているのですが、非常に疑問です。何とか今までの日本をここまで引っ張ってきた功績はあるのですが、もう地方がやりたいことがみんなばらばらな状況のときに、霞が関だけが胸先三寸で地方の住民の生活を左右するような仕組みでよいのか。これを本当に変えないと、大阪府だけではなくて地方の再生はあり得ないと思っています。何とか地方からも、全国知事会からも、現実問題としていじめられると大変ですから、みんなで一致団結してやりましょうということで、麻生会長にもいろいろ働き掛けをしますので、ぜひこれからもよろしく願い申し上げます。

(丹羽委員長) もう一つ申し上げたいのは、結局、国民は全員、納税者であり、消費者であり、そしてそれぞれの地方に属しているのです。ですから、地方自治体に権限を移

譲して、地方の住民のために今言われたように選挙で選ばれた議員とか、知事あるいは市長が行政をやろう、地方政府をつくってやろうとしているわけです。そのときに、霞が関に権限を残すべきだ、霞が関が北海道から沖縄まで一律一括の方式で我慢をすべきだということを賛成する方がおられるとすれば、これは国民の審判を受けるのではないかと思います。

(橋下大阪府知事) 私はそう思っています。

(丹羽委員長) だから、霞が関に権限を残すべきだという方は、地方の住民、地方の消費者から言えば、何てことを言うのだ、我々を信用しないのかということになる。今やそういう地方分権の時代で、物事を考えていく必要があるのではないかと思うのです。

(橋下大阪府知事) ですから、今回の総選挙の争点には、この直轄事業の負担金廃止など、分かりやすいように廃止と言っていますが、何らかの形で地方分権の問題がはっきり分かるようなところをどうするのかを候補者の方にも問うていかなければいけないと思っています。

(丹羽委員長) それを一番分かっているのは、麻生総理だと思うのです。地方におられたこともあるし、経営マインドもあるし、もう必ず予算が通ったらやるのだとおっしゃっていますので、大いに期待をしています。全国知事会の会長だけではなくて、同じ麻生ですが、総理の方にもどんどん言ってください。

(橋下大阪府知事) そこまで私は言える立場ではないのですが、お忙しいところに申し訳ないのですが、地方分権は本当に必要でして、産業振興とかをやれということを府民からも言われるのです。それなのに予算を削るばかりで、お前、産業振興を全然やっていないではないかと言われるのですが、やれるだけの権限も財源もないのです。今、大阪に新エネルギーの産業がぶわっと集中してきているので、新エネルギー中心に大阪はこういう政策をやりたいという話を言っても、経済産業省のレベルでは、大阪だけを特別扱いできないという話になるのです。しかし、全国一律に同じことをやっても意味がないわけで、地方分権を進めてもらわないと本当に住民生活が成り立たないというか、先が見えない。こういうことを、私も府民にこれからどんどんメッセージを発していきますので、引き続きよろしくお願いします。

(丹羽委員長) ありがとうございます。

(猪瀬委員) このところの風潮で間違っている部分があると思うことで、あえて橋下知事と共有するところがあるので、一つだけ申し上げたい。「小さな政府」は間違っていて、「大きな政府」が良いのだという言い方がありますが、それは違っている。大きな政府というのは、霞が関が権限を持っているという意味です。このごろ格差社会になったから、改革が間違っていたとかいろいろな言い方があるが、本来は一貫して霞が関の権限を奪う方で郵政を民営化したり道路公団を民営化したりしてきた。そういう方向で、霞が関という大きな政府を分権化していくということなのですが、どうも風潮がおかしいところがある。

(橋下大阪府知事) だから、大きな政府と言って住民生活を手厚くするという意味での「大きな」というのはいいと思うのです。それが、権限と組織を大きなままにしておくというのは、うまいことすり替えられて、これは注意しないと駄目ですね。

(猪瀬委員) 最後に確認しておきたかったです。よろしく。

(丹羽委員長) お忙しいところ、長時間にわたりどうもありがとうございました。

(橋下大阪府知事) すみませんが、これからもよろしくお願いします。ありがとうございました。

(橋下大阪府知事退室)

○閉会

(丹羽委員長) それでは、事務局から連絡事項がありましたらお願いします。

(宮脇事務局長) 次回の委員会については、4月2日、木曜日の午後に開催し、直轄事業負担金に関してする村井仁長野県知事及び木下前佐賀市長からのヒアリング、直轄事業負担金や第1次勧告のフォローアップに関する国土交通省からのヒアリングを行う予定です。

以上です。

(丹羽委員長) それでは、これをもって本日の会議は終了とします。

(以上)